

厚生労働省編職業分類の改定が行われ、労働局へ提出する令和5年度事業報告から新しい職業分類に基づき報告することになります。

厚生労働省編職業分類は、平成23年に改定されたものを使用してきましたが、社会情勢の変化に伴う職業構造の変化に対応させるため、記1の局長通達により今般全面的に改定されました。

これに伴い、毎年労働局に提出する「職業紹介事業報告書」については、令和5年度事業報告（提出期限：令和6年4月30日）から、今般改正の職業分類の区分（中分類）により記載し提出することとされました（記6の課長通達）。また、取扱職種名の取扱い（既に提出されたものを除く）については、今後、職業紹介事業の業務運営要領の改正をもって通知される予定です。

詳細は、各文書等をご確認くださいませようお願い致します。

記

- 1 「職発0414第6号」令和4年4月14日（2ページ）
[厚生労働省編職業分類の改定について（局長通達）](#)
- 2 [分類項目表](#)（34ページ）
- 3 [職業分類表](#)（344ページ）
- 4 [厚生労働省編職業分類の改定について（概要）](#)（4ページ）
- 5 [分類項目新旧対照表](#)（30ページ）
- 6 「職発0418第2号」令和4年4月18日（1ページ）
[職業紹介事業報告及び職業安定事業の取扱職種の範囲における職業分類等の取扱いについて（課長通達）](#)

2022年4月18日